令和７年 11 月 17 日

報 道 発 表 資 料

川崎市（環境局）

第 12 期川崎市環境審議会の市民委員を募集します

川崎市では、環境行政の総合的かつ計画的な推進について調査審議する他、環境の保全に関する重要事項について専門的に調査審議するため、川崎市環境審議会を設置しています。

本審議会は、学識経験者と市民の方々で構成されていますが、現委員の任期満了に伴い、次期の市民委員を募集します。

なお、本審議会では主に、市長の諮問に応じ、川崎市環境基本条例その他環境の保全に関する条例によりその権限に属させられた事項、又その他環境施策に関し市長が必要と認めた事項について調査審議します。

１　募集人数

４人

２　任期

令和８年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで（２年間）

３　応募資格

令和８年４月１日時点で、１年以上市内在住で満 18 歳以上の方

（市附属機関等の委員、市職員は除く）

４　応募方法

申込フォーム（https://logoform.jp/f/fBCGf）、又は市ホームページ（https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000181843.html）に掲載する申込書及び 800 字程度の小論文を記入し、郵送、メール、ファクス、持参のいずれかにより応募

（各区役所、図書館、市民館等でも申込書等を配布します。）

【提出先】

〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地 川崎市役所本庁舎 20 階

環境局総務部企画課（メール：30kikaku@city.kawasaki.jp　FAX：044－200－3921）

５　募集期間

令和７年 11 月 17 日（月）～令和７年 12 月 17 日（水）※郵送の場合は当日消印有効

６　選考方法等

書類選考の上、選考の結果は申込者全員にお知らせします。委員に選考された方には、会議出席ごとに規定の日額報酬が支払われます（全体会議を年２～３回程度開催する他、必要に応じて部会を設置し開催)。

問合せ先

川崎市環境局総務部企画課　内田

電話　０４４－２００－２３８５

別　紙

川崎市環境審議会の市民委員を募集します

川崎市では、環境行政の総合的かつ計画的な推進について調査審議するほか、環境の保全に関する重要事項について専門的に調査審議するため、川崎市環境審議会を設置しています。この審議会は、学識経験者と市民の方々で構成しますが、令和８年３月末日で現委員の２年間の任期が満了することに伴い、次期の市民委員を募集します。

募 集 要 領

■募集人数　４人

■任　　期　令和８年４月１日から令和１０年３月３１日（２年間）

■応募資格　令和８年４月１日時点で、次のすべての事項に該当すること

（１）年齢が満 18 歳以上の方

（２）引き続き本市に１年以上居住している方

（３）本市の附属機関等の委員となっていない方

（４）本市の職員でない方

※応募資格につきましては、選考時にお住まいの区役所区民課で確認させていただきます。ご了承いただいた上でお申し込みください。

■応募方法　**令和７年 11 月 17 日（月）から令和７年 12 月 17 日（水）まで**に、**「川崎市環境審議会」市民委員申込書**と**小論文**を、申込フォーム、郵送（当日消印有効）、メール、ファクス、持参、のいずれかにより提出してください。

※提出していただいた申込書と小論文は返却いたしません。

■選考方法　書類選考の上、選考の結果は令和８年２月中旬までに申込者全員にお知らせします。なお、過去に本審議会の公募委員の実績を有しない方を優先して選考します。

■職務内容　年に数回、原則平日の日中に開催される川崎市環境審議会及び部会※に出席し、環境の保全に関する重要事項について審議していただきます。なお、委員に選考された方には、会議出席ごとに規定の日額報酬が支払われます。

※川崎市環境審議会では、脱炭素化、自然共生、大気・水環境、資源循環の各分野の部会を設置する場合があり、これらの部会にも所属していただく場合があります。

＜申込書等の送付先、問い合わせ先＞

〒210-8577　川崎区宮本町１番地

環境局総務部企画課　環境審議会担当　宛て

電　話　044-200-2387

ＦＡＸ　044-200-3921

メール　30kikaku@city.kawasaki.jp

申込フォームはこちら

１　「川崎市環境審議会」市民委員申込書について

住所、氏名（ふりがな）、電話番号、メールアドレス又はファクス、性別、生年月日、現在の職業、主な職歴、市民となった日、環境等に関するボランティア活動などの活動歴、応募理由、関心のある環境分野についてご記入ください。

２　小論文について

次のテーマから１つ選択し、８００字程度でお書きください。

（１）　地球温暖化、エネルギーの対策等について考えること
（２）　緑や公園等について考えること
（３）　大気・水環境等について考えること
（４）　廃棄物の処理、リサイクル等について考えること

３　川崎市環境審議会の役割

市長の諮問に応じ、次の事項を調査審議します。

（１）　川崎市環境基本条例、川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例、川崎市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例、川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例によりその権限に属された事項
（２）　その他環境施策に関し市長が認めた事項

４　会議の開催

環境審議会は、全体会議を年に２～３回程度開催するほか、必要に応じて部会を設置し開催します。（全体会議及び各部会の開催は、諮問の状況によって異なります。）

このほか、環境審議会の詳細は市ホームページをご覧ください→

Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市

KAWASAKI SDGs
川崎市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

「川崎市環境審議会」市民委員申込書

申込年月日	令和　7　年　　月　　日		
住所	〒		
（ふりがな） 氏名		電話番号	（　　）
メールアドレス （又はFAX番号）			
性別 （○をつけてください）	男・女・回答しない	生年月日	年　月　日
現在の職業			
主な職歴			
市民となった日	年　　月　　日		
環境等に関するボランティア活動などの主な活動歴			
応募理由			
関心のある環境の分野	環境審議会では、脱炭素化、自然共生、大気・水環境、資源循環の各分野に係る部会を設置する場合があります。市民委員の方も、これらの部会に所属していただく場合がありますので、関心のある分野を２つ以上選択し、（　　）に○を記入してください。 （　）脱炭素化（　）自然共生（　）大気・水環境（　）資源循環 ※関心のある分野以外の部会に所属していただく場合がありますが、ご了承をお願いします。		
※備考		※受理日	

注　※印の欄には、記入しないでください。

○申込書の提出先

郵送の場合　〒210－8577 川崎区宮本町１　環境局総務部企画課

持参の場合　川崎市川崎区宮本町１　川崎市役所本庁舎 20 階

電子メールの場合　30kikaku@city.kawasaki.jp

○提出期間　令和７年 11 月 17 日（月）～12 月 17 日（水）

※この申込用紙及び裏の小論文の用紙は、コピーしたものを提出していただいても構いません。

小論文（８００字程度）

ア、イ、ウ、エのいずれかを記入してください。（　　）	小論文のテーマ（次の中から１つを選択し、選択した記号を左の欄に記入してください） ア　地球温暖化、エネルギーの対策等について考えること。 イ　緑、公園等について考えること。 ウ　大気・水環境等について考えること。 エ　廃棄物の処理、リサイクル等について考えること。

※こちらの用紙ではなく、市販の原稿用紙やパソコン等を使用しても構いませんが、できるだけ、Ａ４版の縦用紙に横書きとしてください。また、選択した小論文のテーマを明記してください。